会 議 绿 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第3回武蔵村山市都市計画審議会			
開催日時	令和5年2月21日(火) 午後2時から午後3時20分まで			
開催場所	さくらホール 展示室			
出席者及び欠席者	具、前田委員 欠席者:田中委員、細川委員、安藤委員 事務局:都市計画課長、都市計画課係長(計画係)、同課主事(計画係) 議題1 立川都市計画生産緑地地区の変更について(武蔵村山市決定) 議題2 武蔵村山市第二次まちづくり基本方針の策定について 議題3 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について 議題1 諮問のとおり指定することを適当と認める。 議題2 諮問のとおり策定することを適当と認める。			
議題				
結論				
審 議 経 経	議題1:立川都市計画生産緑地地区の変更について(武蔵村山市決定) 【事務局説明】 ● 資料1-1から1-7に基づき議題について説明。<説明省略> 【質疑・意見等】 ○ 追加指定2か所について、面積に大きな差はないが、資料1-2の図面を見ると地区番号402が小さく、409が大きく見えるのはなぜか。 ● 面積は登記簿、図面は公図を基に作成している。登記面積は縄伸びや縄縮みも発生していることや、公図は縮尺も合わないことから、正確には反映できていない。 ② 委員全員の賛成により、議題1「立川都市計画生産緑地地区の変更について(武蔵村山市決定)」は、案のとおり了承し、答申内容について事務局案のとおりとする。 議題2:武蔵村山市第二次まちづくり基本方針の策定について【事務局説明】 ● 資料2に基づき議題について説明。<説明省略> 【質疑・意見等】 ○ 特になし。 ② 委員全員の賛成により、議題2「武蔵村山市第二次まちづくり基本方			

針の策定について」は、案のとおり了承し、答申内容について事務局案 のとおりとする。

議題3:建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について 【事務局説明】

● 資料3に基づき議題について説明。<説明省略>

【質疑・意見等】

- VOCに対する配慮はされているのか。プラスチックが擦れるもしく は圧縮される際に化学物質が発生する。周辺や働く人の健康が心配であ る。
- 本審議会は産業廃棄物処理施設の敷地の位置を諮るものであり、多摩環境事務所からはVOCに関する資料は来ていない。P19のように騒音等は周辺に対する配慮がされている。
- 市民の健康に関わることなので、このような問題があることを事務局 には認識してほしい。
- 承知した。
- P15の騒音に関して、現況は既設の第一工場から出ているものか。 予測結果は数値上シミュレーションしたものか。
- 現況は第一工場が稼働しているときに調査したものである。St1、St5については、交通量の多い主要市道第4号線に面していることや、周辺の工場も稼働していることから、その音を拾っているのではないかと考えられる。予測結果は第一工場と第二工場を稼働したときに発生する音であり、予測結果に現況をプラスして合成値になる。合成値で現況と比較して大幅に数値が上がっている箇所がないため、周辺に与える影響は軽微であると考えられる。
- 通常であれば現況よりも騒音が大きくなると思うが、第二工場の防音 設備が第一工場よりも強化されるためか。またはそれとは別の予測値な のか。
- 予測結果は第一工場と第二工場を稼働した際のシミュレーションである。第二工場は騒音をできる限り出さないような建築計画がされている。多摩環境事務所も現況から合成値が飛躍的に伸びていないため、周辺への影響は軽微であると考えている。
- あくまでも騒音は予測の段階であり、実際に工場が稼働した際に再度 調査はすると思うので、今回は承知した。
- 一点確認したい。本件地は建蔽率60%の地域であるが、P5の敷地面積に対する建築面積が75%となり、超過している。角地緩和で10%上乗せは可能であるが、それでも5%建蔽率が超過している。
- ◆計画は、準防火地域における準耐火建築物であることから建蔽率が 10%緩和されており、角地緩和と合わせて20%の緩和となってい る。

	○ その旨を資料に表記しておいた方が良い。◎ 備考か別に資料を加えるか、表記方法は事務局に一任する。
	○ 答申案について、先ほどの資料に対する意見について触れずに答申するのはいかがなものか。内容の修正は会長と事務局に一任するので、後日決定したものを各委員に配布するのはどうか。
	◎ 委員全員の賛成により、議題3「建築基準法第51条ただし書の規定 に基づく許可について」は、案のとおり了承し、答申内容については修 正を行った上で後日各委員に配布する。
	その他:用途地域等の変更素案について 【事務局説明】 ● 追加資料に基づき、用途地域等の見直しの実施について説明。<説明 省略>
	【質疑・意見等】 ◎ 説明の中で建蔽率や容積率は変更がないとあったが、資料の3ページ目では容積率が変わっている。どちらが正しいのか。 ● 資料が正しく、資料で示した区域については容積率が変更になる。
	 ○ 1ページ目の変更のイメージについて、変更前の赤点線が道路端だったことが分かる図面はないのか。昔は歩道がなかったので車道端から20mで指定していたが、この資料の図面だと昔から歩道があったにもかかわらず、あえて車道端から20mで指定していたように見える。昔の道路の絵を入れるなどして、道路を拡幅したから現在の道路端から20mに変更となることを説明した方が誤解が生じない。 ● 承知した。車道端を旧道路端と表記するなど誤解が生じないよう工夫する。
	以上
A 200 11 ==	✓公 開
会議の公開・非公開の別	

会議の公開・非 公開の別	□一部公開 □非 公 開	
会議録の開示・ 非 開 示 の 別	☑開 示 □一部開示(根拠法令等: □非 開 示(根拠法令等:)
庶 務 担 当 課	都市整備部 都市計画課(内線・272・27	4)